

平成 20 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 山 武
代表者名 代表取締役社長 小野木 聖二
(コード番号 6845 東証第 1 部)
問合せ先 財務部長 熊田 大史
(TEL:03 - 6810 - 1010)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 20 年 2 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株式会社金門製作所との株式交換に伴い発生が予想される単元未満株主による単元未満株式売渡請求に備えるため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 250,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.33%)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,000 百万円 (上限)
- (4) 取得期間 平成 20 年 2 月 6 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日

(ご参考) 平成 19 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数 (自己株式を除く) 73,567,371 株

自己株式数 8,885 株

以 上